

## 佐賀県レンタカー費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 佐賀県の定住人口の増加を図るため、県内への移住を目的とした活動を行う者に対し、予算の範囲内においてレンタカー借上料の一部を助成するものとし、その助成金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、県外に住所を有し、県内においてレンタカーを借上げ、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「助成対象活動」という。）を行う者とする。

- (1) 県内で住居又は仕事を探す活動
- (2) 県内の地域情報を収集する活動

### (助成要件)

第3条 助成対象者は前条に定める助成対象活動を行うに当たり、事前にさが移住サポートデスクを利用することとする。

- 2 助成日数は、同一申請者及び同一世帯につき同一年度内に9日間を上限とする。ただし、1回の申請につき3日間（72時間）を上限とし、助成対象活動は同一年度内に3回までとする。
- 3 前項ただし書きの規定にかかわらず、連続する1回の当県滞在期間における申請回数は1回までとする。

### (助成金の額等)

第4条 助成の対象経費及びこれに対する助成金の額は、別表1のとおりとする。

- 2 助成の対象車種は、乗車人数に応じて異なるものとし、別表2のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、助成対象者又は同行者が車椅子利用者である場合は、福祉車両又は乗員に加え車椅子を積載するのに必要と認められる車種についても助成の対象とする。
- 4 借上期間のうち、佐賀県の他の補助金等制度及びサガスマイルカードを利用した期間については、佐賀県レンタカー費用助成金の助成対象外とする。

### (助成金の利用申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐賀県レンタカー費用助成金利用申請書（様式第1号又はLoGoフォーム（佐賀県レンタカー費用助成金事前申請フォーム））を、助成対象活動を行う前までに知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

（助成金の交付申請兼交付請求）

第6条 申請者は、助成対象活動が終了したときは、佐賀県レンタカー費用助成金交付申請書兼交付請求書（様式第2号又はLoGoフォーム（佐賀県レンタカー費用助成金申請兼請求フォーム））に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 助成対象活動報告書（別紙）
- (2) 申請者の現住所を証する書類（住民票、運転免許証（両面）の写し、健康保険証の写し等）
- (3) レンタカー借上料の領収書の原本
- (4) レンタカー借上料の明細が分かる書類の写し
- (5) 第4条第3項に該当する場合は、車椅子の利用を証する書類（身体障害者手帳の写し等）

（助成金の支払）

第7条 知事は、前条の規定により佐賀県レンタカー費用助成金交付申請書兼交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該交付請求書の提出があった日から起算して30日以内に助成申請者に通知するものとする。この場合、交付申請者の指定口座への佐賀県レンタカー費用助成金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。なお、不相当と認める場合には、その旨を交付申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消又は助成金の返還）

第8条 知事は、助成対象者が次の各号に該当するときは、助成金交付決定の全部若しくは一部取消又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他、知事が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にレンタカーを使用した者に対する助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

対象経費	助成金の額
レンタカー借上料基本料金分、チャイルドシート及びジュニアシートは助成対象とする。 保険料及びその他オプション料、燃料代（レンタカー返却時に給油する燃料代も含む）は助成対象外とする。	左記対象経費から、1日当たり1,000円を差し引いた額とする。

別表2（第4条第2項関係）

乗車人数	対象車種
1～3人	軽自動車からコンパクトクラスまで（～1,300cc）
4～5人	軽自動車からワゴンクラスまで（～1,800cc）
5人以上	コンパクトクラスからミニバンクラスまで（～2,000cc）

ただし乗車人数ごとに定める対象車種の排気量を超える場合においても、対象車種と同クラス・同料金と認められる場合はその限りでない。